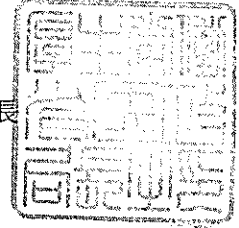


医政発0405第3号
平成24年4月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療施設近代化施設整備事業実施要綱の一部改正について

医療施設近代化施設整備事業については、平成5年12月15日健政発第786号本職通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。